

報 告 第 9 号

債 権 の 放 棄 に つ い て

富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）第11条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権の件数	債権の金額	所管課
保育所給食費	24件	12,520円	保育課
水道料金	629件	1,662,061円	水道課

令和8年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘